



カレラ ワールド債券アクティブファンド

追加型投信／内外／債券

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

カレラアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 2636 号
電話番号：03 - 5652 - 7290
受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時
ホームページ：<http://www.carrera-am.co.jp/>

当ファンドに関する金融商品取引法第 15 条第 3 項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に記載しています。

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

本書は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。
ファンドの基準価額、販売会社などについては、上記の委託会社の照会先にお問い合わせください。

商 品 分 類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	内外	債券

属 性 区 分			
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
債券 一般	年 2 回	グローバル (日本を含む)	あり (適時ヘッジ)

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
 商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

この目論見書により行う「カレラ ワールド債券アクティブファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成28年3月18日に関東財務局長に提出しており、平成28年4月3日にその届出の効力が生じております。

- 当ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に受益者の意向を確認いたします。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

委託会社名	カレラアセットマネジメント株式会社
設立年月日	平成23年7月19日
資本金	1億6,240百万円(平成28年11月末日現在)
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	65,060百万円(平成28年11月末日現在)

ファンドの目的

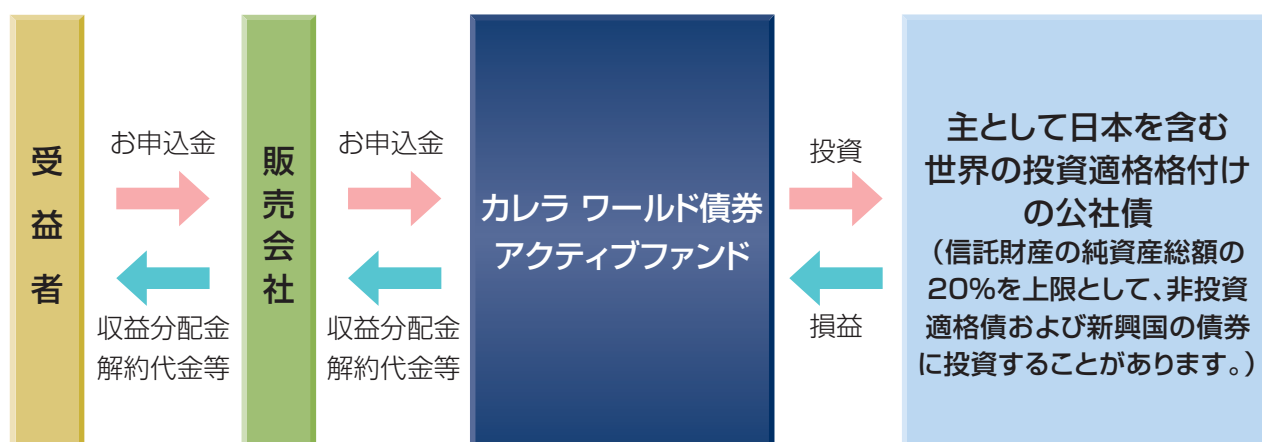
当ファンドは、主として日本を含む世界の投資適格格付けの公社債（以下「投資適格債※」）に投資し、インカム・ゲインの確保とともに信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

※投資適格債とは、例えばスタンダード・アンド・プアーズ社の場合BBB格以上の格付けを得ている債券をいいます。また、他社において同等の格付けを得ている債券も、主要投資対象とします。（以下同じです。）

ファンドの特色

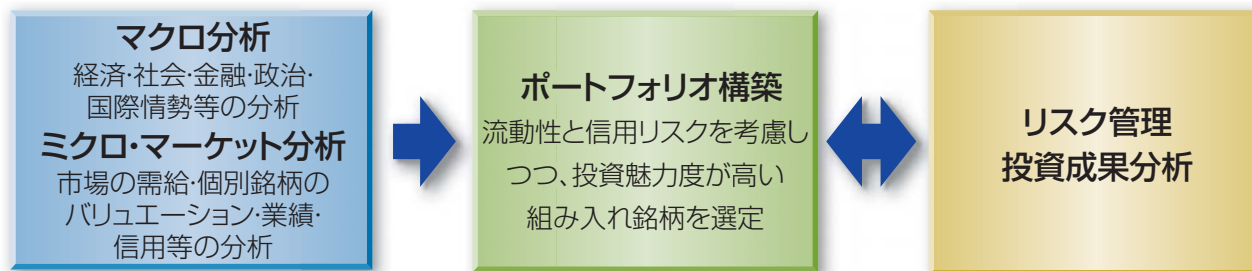
- ① 主として日本を含む世界の投資適格債に投資し、インカム・ゲインの確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。ただし、信託財産の純資産総額の20%を上限として、非投資適格債および新興国の債券に投資することがあります。
- ② ポートフォリオ全体の平均格付けを、原則としてA格以上に維持します。
- ③ 外貨建資産については、為替変動リスクのヘッジ目的および円ベースでの投資収益の確保を目的として、外国為替の予約取引を行います。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

【ファンドの仕組み】





【運用プロセス】



主な投資制限

- 株式への投資は転換社債の転換、新株引受権付社債ならびに新株引受権証券の新株引受権行使および新株予約権の行使により取得した株券に限るものとし、投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 外国為替の予約取引は、ヘッジ目的に限定しません。
- 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 同一銘柄の転換社債ならびに新株引受権付社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

分 配 方 針

年2回(原則として毎年4月5日、10月5日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではなく、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。初回決算日は平成28年10月5日になります。
- 留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

<分配のイメージ図>



※ 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※ 分配金の金額は、あらかじめ一定の分配を確約するものではなく、分配金が支払われない場合もあります。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資対象について

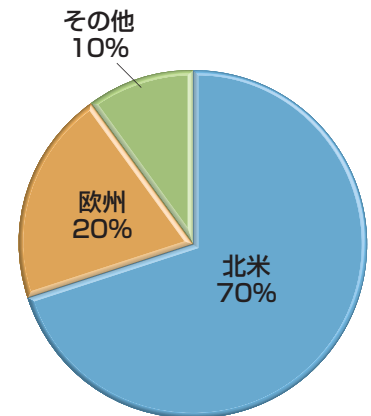
主として日本を含む世界の投資適格債に投資し、インカム・ゲインの確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。ただし、信託財産の純資産総額の20%を上限として、非投資適格債および新興国の債券に投資することがあります。

■金利変動リスクの管理のため先進国の国債先物取引を活用することがあります。

投資対象国・地域



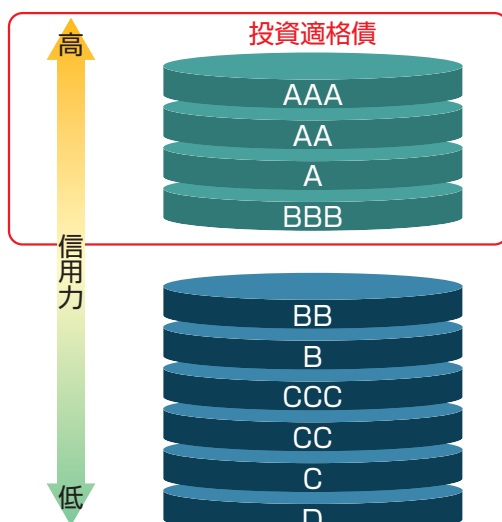
【地域別構成比(予定)】



- 上記は投資対象国の一例です。これら全ての国々へ投資するわけではありません。また、上記に表示されていない国へも投資する場合があります。
- 投資対象国および地域別構成比(予定)は、組入有価証券の価格変動や投資方針に基づく保有銘柄の変更などにより変動します。

債券の格付けについて

ポートフォリオ全体の平均格付けを、原則としてA格以上に維持します。



債券の格付けとは

債券の格付けとは、債券の元本および利息の支払いの確実性の度合いを示すものです。例えば、スタンダード・アンド・プアーズ社の場合BBB格以上の格付けを得ている債券を投資適格債と呼びます。

なお、スタンダード・アンド・プアーズ社は、格付け機関の例をあげたものであり、他社の格付けも採用します。

- 格付けを得ていない公社債でも、投資適格債に相当すると判断した場合には投資を行うことがあります。
- 非投資適格債とはBB格以下の債券を指します。また、新興国の債券は必ずしも投資適格債とは限りません。

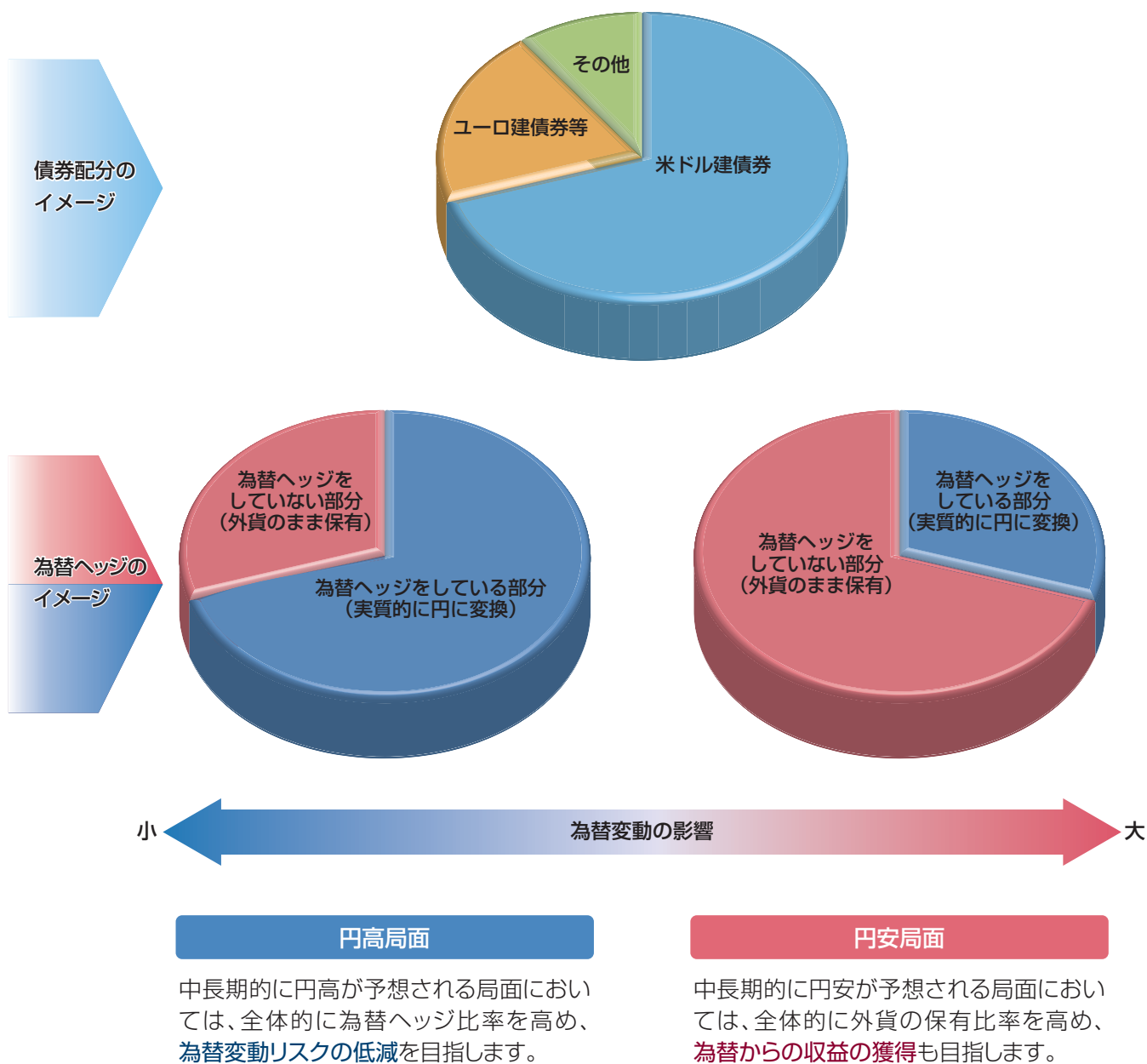
資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



為替変動リスクの管理について

外貨建資産については、為替変動リスクのヘッジ目的および円ベースでの投資収益の確保を目的として、外国為替の予約取引を行います。

- 債券運用とは別に通貨配分を管理します。
- 各通貨の中長期的な見通しに基づいて通貨毎に為替ヘッジの判断をいたします。
- 強気に見ている通貨を買い持ちとし、弱気に見ている通貨を売り持ちとする場合もあります。
- ◆各通貨の運用に際しては、保有している債券の時価評価額を超える為替ヘッジ取引を行うこともあります。
- ◆債券を保有していない国の通貨についても、外国為替予約取引を行うことがあります。

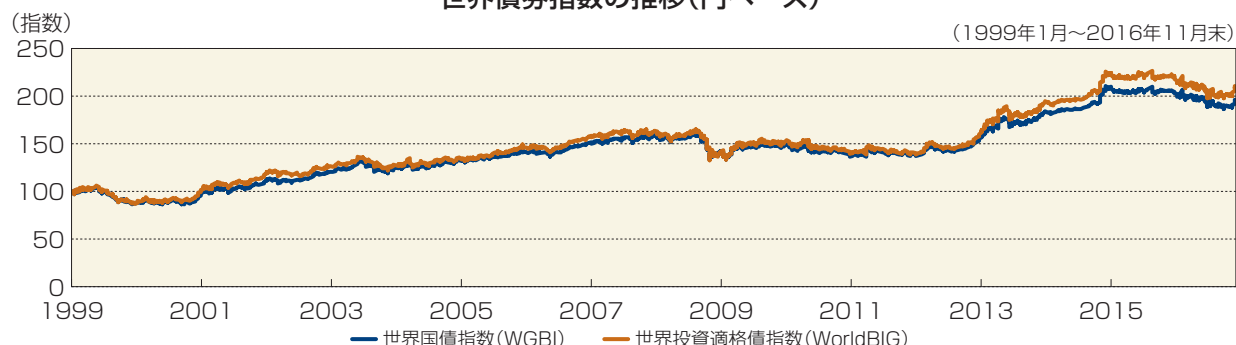


債券運用とは別に、為替変動リスクを管理することにより、円ベースでの投資収益の確保を目指します。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

世界債券市況

世界債券指数の推移(円ベース)



※上記の指数はCITIグループ証券が発表している指数で、その著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利はCITIグループ証券に帰属します。
 ※CITIグループ証券は上記の指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当ファンドの運用成果等に関して一切の責任を負うものではありません。

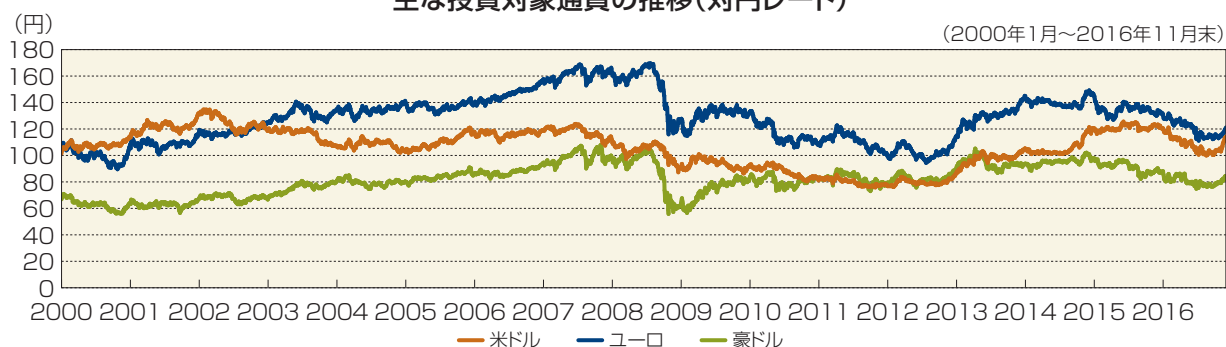
出所：CITIグループ証券(指数の値は全て円ベース)(2016年12月2日現在)

米国では、債券利回りは上昇、国内の景気指標も事前予想よりも強い数字が連続していることから、利上げが行われる見通しとなってきました。2017年以降も利上げは連続すると予想する向きが太宗です。また、米国大統領選挙でトランプ氏が勝利したことから、公約であるインフラ投資を実施するための財政拡大が必至と見られています。

一方で本邦の金融政策は9月以降質的、量的緩和を維持しつつ更にイールドカーブをコントロールする施策に踏み切っています。これらの材料を織り込み、世界的に長期金利は上昇、米ドル高が継続していますが、1月に新大統領就任というイベントをこなした後は景気、インフレ実体を反映し為替、債券市場ともに落ち着きを取り戻すと考えます。

外国為替の動向

主な投資対象通貨の推移(対円レート)



出所：ブルームバーグ・データよりカレラAM作成(2016年12月2日現在)

為替レートの変動要因は、内外金利差、経常収支較差、購買力平価などが、ファンダメンタルズからは説明力の高い要因とされています。しかしながら比較的短期間の変動については市場参加者のセンチメントに左右される、政策当局の介入が存在するなどの要因もあることから将来の方向性を予測することは非常に困難です。

一方で投資する外国債券の円ベースのリターンは、為替レートの変動による影響が大きいため、リスク(変動性)をコントロールする目的で適宜ヘッジすることが有効です。

投資環境

● 投資対象銘柄紹介

発行体(銘柄)	通貨	国名	クーポン	満期日	S&P
米国(国債)	米ドル	米国	1.500%	2023 / 3 / 31	AA+
オーストラリア(国債)	豪ドル	オーストラリア	5.500%	2023 / 4 / 21	AAA
フィリップ・モリス・インターナショナル(社債)	米ドル	米国	6.375%	2038 / 5 / 16	A
IBM(社債)	米ドル	米国	3.450%	2026 / 2 / 19	AA-
ホーム・デポ(社債)	米ドル	米国	3.000%	2026 / 4 / 1	A

出所：カレラAM調べ(2016年12月2日現在)

当資料は信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性についてはカレラアセットマネジメントが保証するものではありません。



2

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、主として日本を含む世界の投資適格格付けの公社債や、信託財産の純資産総額の20%を上限として非投資適格債および新興国の債券など値動きのある有価証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。**したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。**また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。

公社債の 価格変動リスク (金利変動リスク)	当ファンドは、主に世界の公社債に投資します(ただし、これに限定されるものではありません。以下同じです。)ので、当ファンドの基準価額は、公社債の価格変動の影響を受けます。公社債の価格は投資対象国の政治経済情勢、発行者の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落(金利が上昇)することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
為替変動リスク	当ファンドは、主に外貨建ての公社債に投資します。投資している通貨が円に対して強く(円安に)なれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なれば当ファンドの基準価額の下落要因となります。したがって、投資している通貨が対円で下落した場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
信用リスク	当ファンドが投資している有価証券や金融商品および各種派生商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合には、当該有価証券や金融商品および各種派生商品の価格が下がること、または投資資金を回収できなくなることがあり、これらの要因により当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。また有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。
カントリーリスク	当ファンドは、世界の公社債を主要投資対象とします。世界の公社債に投資する場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資対象国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に新興国債券に投資する場合には、一般に先進国の公社債と比べて格付けが低いために公社債の元利金の支払い遅延ならびに支払不履行が生じる可能性が高くなり、その他に市場規模や証券取引量が小さいこと、また特有のリスク(政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や法制度の未発達、為替レートの高い変動、外国への送金規制等)が想定されます。
流動性リスク	急激かつ多量の有価証券売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券を売買できないことがあります。このような場合には、効率的な運用が妨げられ、当該有価証券の価格の下落により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
解約による当ファンドの 資金流出に伴う 基準価額変動リスク	解約による当ファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって、保有有価証券を市場実勢と乖離した価格で売却せざるをえないこともあり、基準価額が大きく下落することがあります。
資金移動に 係るリスク	当ファンドの投資対象国の政府当局が資金移動の規制政策等を導入した場合、一部解約、償還等の支払資金の国内への回金が滞ることがあります。
予測不可能な 事態が起きた 場合等について	その他予測不可能な事態(天変地異、クーデター等)が起きた場合等、市場が混乱することがあり、一時的に当ファンドの受益権が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合等には、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

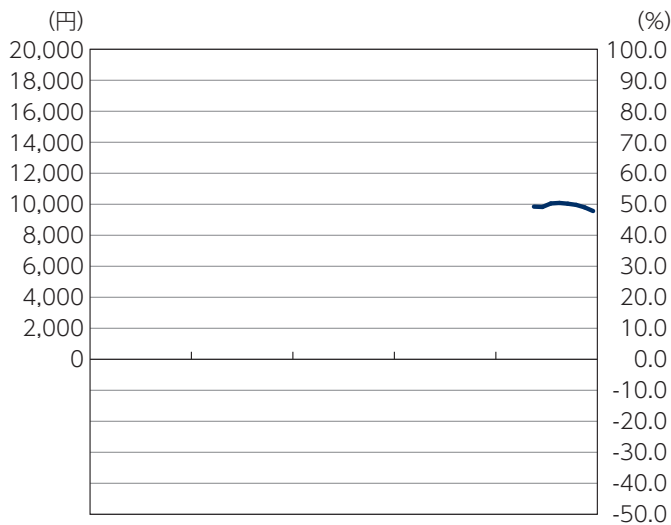
リスクの管理体制

- 運用部が投資方針、運用計画に基づくポートフォリオを構築し、投資政策委員会に上程します。
- コンプライアンス・オフィサーが法令諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行い、内部監査室が内部管理体制等の適切性、有効性の検証を行います。
- 運用管理委員会において、資産運用状況の総合的な分析、検討および適切な施策を決定します。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移

2011年12月末～2016年11月末



2011年12月 2012年11月 2013年11月 2014年11月 2015年11月 2016年11月

— 分配金再投資基準価額(左軸)

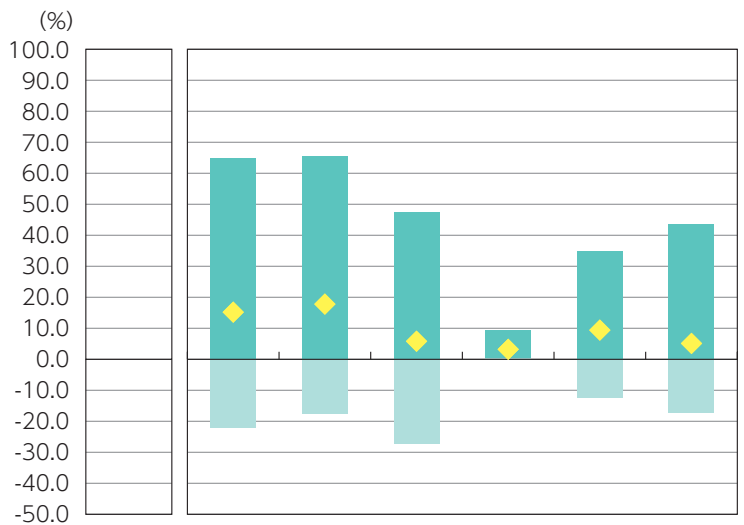
*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため、掲載していません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

2011年12月末～2016年11月末



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

◆ 平均値 ■ 最大値 ■ 最小値

当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	—	15.1	17.7	5.7	3.1	9.3
最大値	—	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9
最小値	—	△22.0	△17.5	△27.4	0.5	△12.3

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2011年12月から2016年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率は、運用期間が1年未満であるため、掲載していません。

*決算日に対応した数値とは異なります。

各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(TOPIX)

先進国株…MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース)

日本国債…NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所の知的財産で、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

「MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)」は、MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債」は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

「シティ世界国債インデックス(除く日本)」は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド」とは、新興国の現地通貨建債券市場の動向を測るためにJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが開発した、時価総額ベースの債券インデックスです。同指数に関する商標・著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。



3

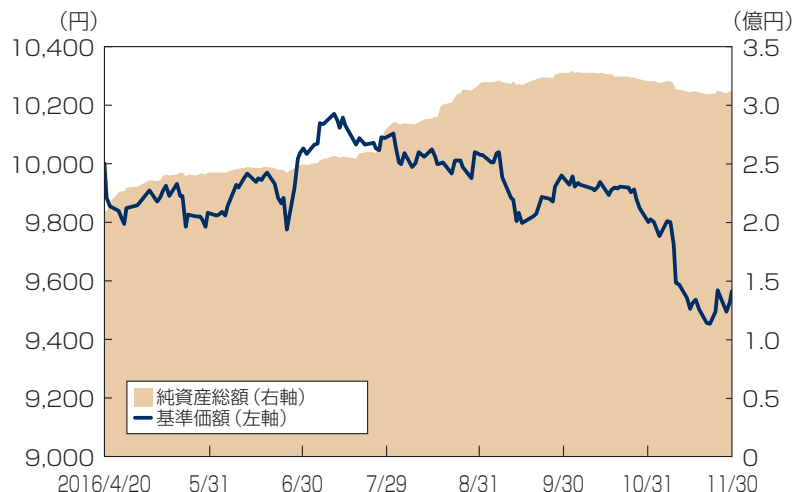
運用実績

(2016年11月30日現在)

基準価額・純資産の推移、分配の推移

● 基準価額・純資産総額の推移

当初設定日(2016年4月20日)～2016年11月30日



● 基準価額と純資産総額

基準価額(1万口当たり)	9,564円
純資産総額	312百万円

● 分配の推移(1万口当たり、税引前)

2016年10月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

● 資産配分

資産の種類	比率
国債証券	42.63%
社債券	57.30%
現金・その他	0.06%
合計	100.00%

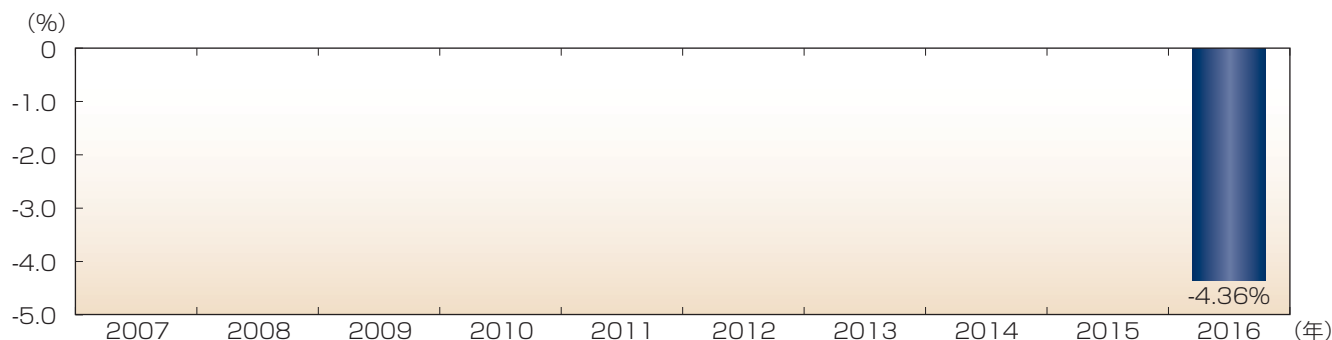
● 組入上位10銘柄

	銘柄名	国・地域	種別	償還日	組入比率
1	US TREASURY	アメリカ	国債証券	2023 / 3 / 31	20.84%
2	US TREASURY	アメリカ	国債証券	2046 / 2 / 15	19.57%
3	PHILIP MORRIS INTL INC	アメリカ	社債券	2038 / 5 / 16	9.25%
4	IBM CORP	アメリカ	社債券	2026 / 2 / 19	7.38%
5	WELLS FARGO & CO	アメリカ	社債券	2049 / 3 / 29	7.35%
6	HOME DEPOT INC	アメリカ	社債券	2026 / 4 / 1	7.18%
7	VERIZON COMMUNICATIONS	アメリカ	社債券	2043 / 9 / 15	7.18%
8	PEPSICO INC	アメリカ	社債券	2026 / 2 / 24	7.10%
9	AT&T INC	アメリカ	社債券	2042 / 12 / 15	6.35%
10	AAI LTD	オーストラリア	社債券	2040 / 11 / 18	2.76%

● その他の資産の投資状況

資産の種類	比率
為替予約取引(売建)	△78.49

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は基準価額(税引前分配金再投資ベース)をもとに算出した騰落率です。
 ※2016年は設定日(2016年4月20日)から11月末までの収益率を表示しています。
 ※当ファンドにベンチマークはありません。

※上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。
 ※最新の運用実績については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

お申込みメモ

購 入 単 位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。
購 入 価 額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	1口単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申 込 不 可 日	販売会社の営業日であっても、申込日当日が、ニューヨークの銀行または証券取引所の休業日に該当する場合には、お申込みができません。
申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購 入 の 申 込 期 間	当初申込期間：平成28年4月4日から平成28年4月19日まで 継続申込期間：平成28年4月20日から平成29年7月5日まで ただし、継続申込期間は、上記の期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	ご換金にあたっては、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口のご換金請求には制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で購入申込を受付けない場合があります。 委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込の受付を中止すること、及びすでに受付けた購入・換金を取消すことができます。
信 託 期 間	平成28年4月20日から平成38年4月6日まで(信託設定日：平成28年4月20日)
繰 上 償 還	受益権口数が3億口を下回ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
決 算 日	原則として、毎年4月5日、10月5日。ただし、休業日の場合は翌営業日。 ※初回の決算日は平成28年10月5日とします。
収 益 分 配	委託会社が毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではなく、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。 ※当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合がありますので、取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。
信 託 金 の 限 度 額	当初申込期間：200億円を上限とします。 継続申込期間：2,000億円を上限とします。
公 告	電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.carrera-am.co.jp/ なお、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年4月、10月のファンドの決算時及び償還時に運用報告書を作成し、受益者に対して交付運用報告書を交付します。また、運用報告書全体版は、電磁的方法により提供します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。



ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円）に 1.08%（税抜1.00%） の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。詳しくは、販売会社または委託会社までお問い合わせください。 ・購入時手数料：販売会社によるファンドの募集・販売の取扱いの事務等の対価
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）	運用管理費用の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に 年1.0692%（税抜0.99%） の率を乗じて得た額とし、当該費用は毎決算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。 ・信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率	
	当該ファンドの純資産総額に対して	年率1.0692%（税抜0.99%）
	内 訳	委託会社 資金の運用指図等の対価 年率0.3240%（税抜0.30%）
		販売会社 購入後の情報提供等の対価、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理 年率0.7020%（税抜0.65%）
その他の費用・手数料	受託会社 運用財産の保管及び管理、委託会社からの指図の実行等の対価 年率0.0432%（税抜0.04%）	
	ファンドの監査費用、目論見書、有価証券届出書、有価証券報告書、運用報告書など法定書類等の作成、印刷および交付または提出費用、公告費用等の管理、運営にかかる費用、有価証券等の取引に伴う手数料（売買委託手数料、保管手数料等）、信託財産に関する租税、証券投資信託管理事務委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用等。 ※その他の費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・監査費用：ファンド監査にかかる費用 ・売買委託手数料：有価証券等の売買の際に支払う手数料 ・保管費用：資産を海外で保管する場合の費用	

税 金

- ・税金は下記の表に記載の時期に適用されます。
- ・下記の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収 益 分 配 時	所得税*及び地方税	〈配当所得として課税〉普通分配金に対して20.315%
換金時及び償還時	所得税*及び地方税	〈譲渡所得として課税〉換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※復興特別所得税を含みます。

- ・上記は平成28年11月末現在のものです。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニア NISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合
NISA及びジュニア NISAは、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。
ご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。
販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。